

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年1月31日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第1号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「任命すること」の右に「(消防職員のうち消防吏員にあつては、下位の階級にある消防吏員を上位の階級に任命することを含む。)」を、同条第3号中「任命すること」の右に「(消防職員のうち消防吏員にあつては、上位の階級にある消防吏員を下位の階級に任命することを含む。)」を加える。

別表第3 2 消防職の基準の表中

「

消防監（課長）	消防司令長（課長）に在職3年以上
消防監（部長）	

」

を

「

消防監（課長）	消防司令長（課長）に在職1年以上
消防監（部長）	消防司令長（課長）又は消防監（課長）に在職3年以上

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 令和4年4月1日以後における昇任に係る選考に関し必要な準備行為は、

この規則の施行前においても行うことができる。

(人事委員会事務局)